

## 配食サービス事業者選定要領

### 1 趣旨

配食サービス事業者選定要領（以下「要領」という。）は、「配食サービス業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、必要な事項を定める。

### 2 業務概要

#### （1）業務名 配食サービス業務

#### （2）業務の目的

配食サービス業務は、高齢者への昼食の宅配によって高齢者の低栄養状態の改善を図り、食の自立を支援するとともに、弁当を高齢者に面会して手渡し、食後の弁当を回収する時に、高齢者の安否確認や健康状態の変化等を把握し、健康状態に異常が感じられた際には、受託者は速やかに事前に届出のあった緊急連絡先や大津市と連携を図り、救急かつ適切な対応につなげるなど、高齢者の日常生活に対する不安感を解消し、福祉の増進に資することを目的とする。

#### （3）業務委託の内容

ア 昼食の宅配に関すること。

イ 高齢者の健康状態等の見守りに関すること。

ウ 高齢者の異常時等の対応に関すること。

#### （4）事業期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、期間の途中から委託する場合、契約締結日から令和7年3月31日までを委託期間とする。また、本件契約の締結日の属する年度及び翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算について減額又は削除があったときは、本事業の実施を取り止めるものとする。

### 3 資格

当該業務の委託を受けようとする者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （2） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3） 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- （4） 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- （5） 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 次に掲げる税（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。

ア 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

イ 消費税

ウ 地方消費税

(7) 大津市内に調理及び配達の拠点を有すること。

(8) 食中毒等の事故が起こった場合の損害賠償責任を履行するため、賠償責任保険に加入していること。

#### 4 審査方法

次に掲げるとおり書類の提出を求め、本要領及び大津市配食サービス業務委託仕様書に基づき審査し決定する。

##### (1) 提出書類

申請する事業者は、次の書類を提出すること。なお、次に掲げるもののほか、必要に応じて補足資料の提出を求められることがある。

ア 申請書兼誓約書（様式第1号）

イ 法人にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

個人にあつては運転免許証等の本人確認書類

ウ 会社概要（調理、配送拠点が確認できること）

エ 業務計画書（食材調達・調理・配達・人員数等の計画が分かるもの）

オ 調理施設に係る食品衛生監視票及び営業許可の写し

カ 最新年度の決算等財務状況のわかるもの

キ 役員名簿（様式第2号）

ク 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書（様式第3号）

ケ 委託における費用見積書（1食あたりの単価で記入のこと）（様式第4号）

コ 費用見積書の単価の根拠となるコスト表（様式第5号）

サ 直近年度の市町村民税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が天津市に存する場合に限る））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）。ただし、法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他の猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

シ 賠償責任保険加入の事実が確認できるもの（保険証券の写し等）

## （2）提出方法

持参又は郵送に限る。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## （3）提出期限

令和4年4月1日契約予定分については、令和4年3月9日（水）まで。以後、随時受付するものとする。

## 5 審査結果

令和4年4月1日契約予定分については、令和4年3月25日（金）までに、以後は随時申請者全員に対して文書で通知する。

## 6 委託契約の締結

市は、選定した候補者と運用の細目の協議を行い、協議完了後、委託契約を締結する。

## 7 申請書等提出先及び問合せ先

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室

TEL : 077(528)2741 FAX : 077(526)8382